

4 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			令和7年度初期消火器具整備費補助事業について【市連】	3
2(1)	○	一部郵送			第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の御協力をお願いについて【市連】 ※席上配布あり	4
2(3)	○	○			自治会町内会館整備について【市連】	7
2(4)	○	○			新任自治会町内会長等講習会の開催について	8
2(5)	○	○			一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦事務説明会について	9
3(1)	○	○			新たな「横浜市地震防災戦略」について【市連】	10
3(2)	○	○			「横浜市みんなのおでかけ交通事業」について【市連】	11
3(3)	○	○			GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【市連】	11
3(4)	○	○			令和6年度港南区元気な地域づくりフォーラムの開催報告及び令和7年度の日程について	12
3(6)	○			○	敬老パスの新たな取り組みについて【市連】	13
3(7)	○	○			戸籍氏名の振り仮名記載について【市連】	14
3(8)	○	○			地下漏水調査の実施について	15
3(9)	○	○			令和7年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について	16
3(10)	○	○			83太郎着ぐるみの貸出し開始について	17
3(13)	○	○			令和7年度介護予防普及啓発イベント「いきいきシニア応援フェスティバル」について	18
3(14)	○	郵送			令和7年度赤十字会費(募金)募集及び社会を明るくする運動実施委員会会費(募金)の協力について	19
4(1)ア	○	○			令和7年 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱	20
4(1)イ	○	○			「更生保護女性会こうなん」第1号	20

区連会資料	港南区の治安情勢 令和 7 年 3 月末現在	令和7年4月18日 港南警察署 生活安全課
-------	---------------------------	--------------------------

1 刑法犯認知件数（特殊詐欺以外）【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやすい 犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県 内	11,027	268	222	42	10	193	555	2,394
港 南 署	208	2	3	0	0	6	32	32
昨年同相比	197	7	3	0	0	1	14	27
増減	+11	-5	0	0	0	+5	+18	+5

※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的恣意撮影の犯罪の総称です。

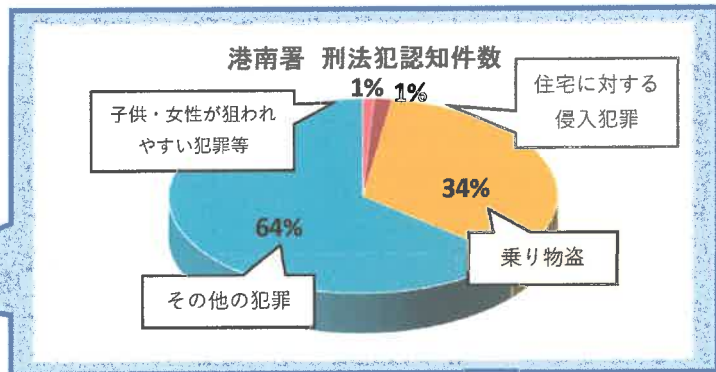
※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和 7 年 3 月末現在	前年との増減	
磯子署	167	+50
南 署	186	+16
戸塚署	262	+104
栄 署	70	-11

これが発生傾向だよ！



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」



▲「シジュウカラ部長」

2 特殊詐欺認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	506	2,160,000,000	236	1,500,000,000	70	130,000,000	138	76,000,000	51	460,000,000
港南署	2	10,500,000	0	0	0	0	2	10,500,000	0	0
昨年同相比	6	11,000,000								
増減	-4	-500,000								

※ 預貯金、キャッシュカード詐欺盗は、キャッシュカードをだまし取る手口なので、
出金等が確認されない場合被害額は0になります

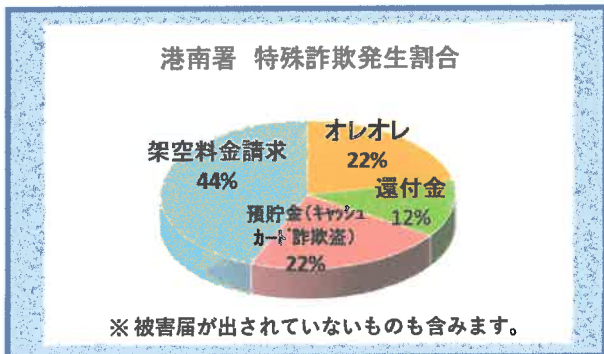
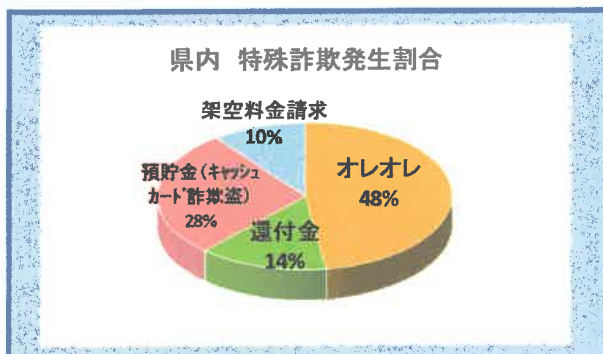
※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺(融資保証詐欺など)が含まれます

※ この表は、被害届を受理したもののみ反映しています

3 “港南区内、特殊詐欺発生件数(被害届が出されていないものも含む)【手集計】

特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
32	103,000,000	7	59,000,000	4	10,000,000	7	20,000,000	14	14,000,000

※ この表には、被害届が出されていないものも含まれます



※ 被害届が出されていないものも含まれます。

犯罪発生状況一覧表 ～ 港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯			小計	知 能 犯			小計	風 俗 犯			小計	そ の 他			小計	合 計
	殺 人	強 盗	放 火	(強 不 制 意 交 等)		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗		詐 欺	そ の 他	小		わ い せ つ		そ の 他		器 物 損 壊 等	そ の 他	小		
																			(不 強 同 意 制)	公 然							
1月					0	5	2			7	5	26	24	55	1		1				0	6	2	8	71		
2月					0	2	1			3	6	23	35	64	2		2			1	1	11	3	14	84		
3月					0	1		1		2	4	21	21	46			0	1			1	3	1	4	53		
4月					0					0				0			0				0			0	0		
5月					0					0				0			0				0			0	0		
6月					0					0				0			0				0			0	0		
7月					0					0				0			0				0			0	0		
8月					0					0				0			0				0			0	0		
9月					0					0				0			0				0			0	0		
10月					0					0				0			0				0			0	0		
11月					0					0				0			0				0			0	0		
12月					0					0				0			0				0			0	0		
合計		0	0	0	0	0	8	3	1	0	12	15	70	80	165	3	0	3	1	0	1	2	20	6	26	208	

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					小計	乗物盗			小計	非侵入窃盗							小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒し	その他		自動車	オートバイ	自転車		ひったくり	置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他			
1月	1			2	2	5	4	12	10	26		1	1	4	1	10	7	24	55	1
2月	2				4	6	1	6	16	23		2		7		19	7	35	64	0
3月					4	4	1	14	6	21			1	1		11	8	21	46	1
4月						0				0								0	0	
5月						0				0								0	0	
6月						0				0								0	0	
7月						0				0								0	0	
8月						0				0								0	0	
9月						0				0								0	0	
10月						0				0								0	0	
11月						0				0								0	0	
12月						0				0								0	0	
合計	3	0	0	2	10	15	6	32	32	70	0	3	2	12	1	40	22	80	165	2

犯罪発生状況一覧表 ～ 港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯				小計	知 能 犯			小計	風 俗 犯			そ の 他			小計	合 計
	殺 人	強 盗	放 火	不 同 等 意 性 交 渉		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	わ い せ つ 不 同 意	公 然		そ の 他	器 物 損 壊 等	そ の 他					
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	4			4	2	22	26	50			0	被害者保護等の観点から非表示		1	1	7	3	10	65			
笹下					0				0	2	0	0	2			0				0			0	2			
日野					0				0	1	6	10	17			0				0	3		3	20			
芹が谷					0	1	2		3	0	7	9	16			0				0		1	1	20			
南高校前					0		1		1	0	1	0	1			0				0		1	1	3			
野庭					0			1	1	1	3	4	8			0				0	1		1	10			
港南台駅前					0	1			1	2	17	21	40	1		1				0	3		3	45			
上永谷駅前					0	1			1	4	12	2	18	1		1				0	6		6	26			
日限山					0	1			1	2	0	6	8			0				0			0	9			
港南台南					0				0	1	2	2	5	1		1				0			0	6			
その他				0				0	0	0	0	0			0				0		1	1	1				
合計	0	0	0	0	0	8	3	1	0	12	15	70	80	165	3	0	3	1	0	1	2	20	6	26	208		

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					乗物盗				非侵入盗							小計	合計	特殊詐欺	
	空き巣	忍込み	居空き	金庫破り	その他盗	自動車	オートバイ	自転車	小計	職権盗	払出盗	置引き	部品ねらい	色情ねらい	万引き	その他				
上大岡駅前					2	2	1	10	11	22		2	1	2		15	6	26	50	
笹下	1				1	2				0								0	2	
日野					1	1	2	1	3	6			1	1		6	2	10	17	
芹が谷						0	1	5	1	7			1	3		4	1	9	16	
南高校前						0	1			1								0	1	
野庭					1	1		2	1	3				3			1	4	8	
港南台駅前					2	2		3	14	17				2		13	6	21	40	
上永谷駅前	2				2	4	1	10	1	12						1	1	2	18	1
日限山					2	2				0	1			1		1	3	6	8	1
港南台南					1	1		1	1	2							2	2	5	
その他						0				0								0	0	
合計	3	0	0	0	12	15	6	32	32	70	1	2	3	12	0	40	22	80	165	2

4月号

港南警察署からのお知らせ



～ 特殊詐欺等被害の発生状況 ～

港南警察署が認知した特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺の被害の発生状況をお知らせします。(令和7年3月末現在、手集計)

◆ 特殊詐欺発生件数は **32 件**

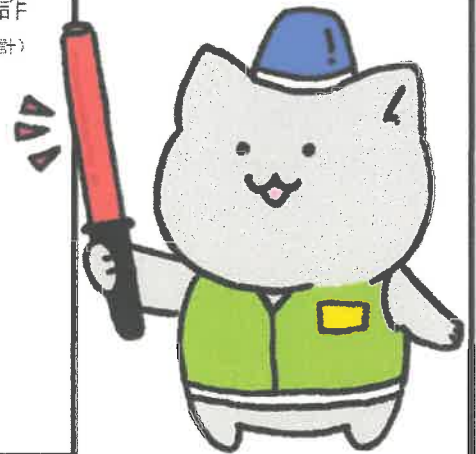
◇ 被害額は 約 **1 億 300 万円**

◆ 投資詐欺発生件数は **6 件**

◇ 被害額は 約 **1,500 万円**

◆ ロマンス詐欺発生件数は **4 件**

◇ 被害額は 約 **2,200 万円**



着信画面の偽装表示に御注意を！！

～ 警察官を装った詐欺の電話が急増中 ～

着信画面に、

警視庁の代表電話 (03-3581-4321)

末尾が (0110) の警察署代表番号

などを偽装表示させ警察官からの電話と信用させる手口です。



手口①

「あなたは逮捕される。」などと不安をあおり、資産状況を聞いてきます
LINEなどのSNSでビデオ通話を要求してきます。

手口②

「資産を保護する。」
「口座を調査する。」などと言って
お金を振り込むように要求してきます。
インターネットバンキングに登録させて
お金を振り込ませるケースが多い！

その警察官は

本物が

偽物が

本物の警察官は



ビデオ通話で連絡は取りません！

お金を振り込ませません！

逮捕状の画像を提示したりしません！

少しでも不審に感じたら、一旦電話を切り、折り返しましょう！

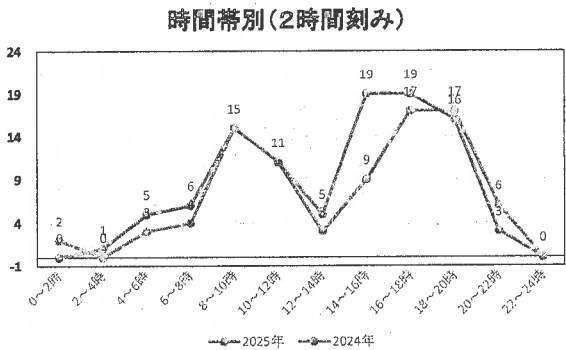
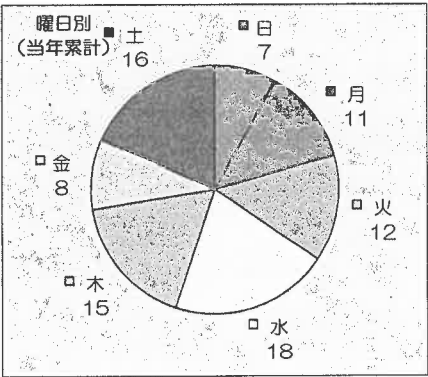


▲「シジュウカラ部長」

港南警察署交通事故発生状況

2025年4月10日
現在（概数）

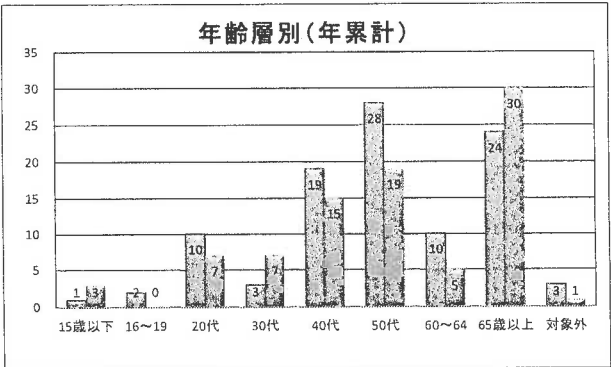
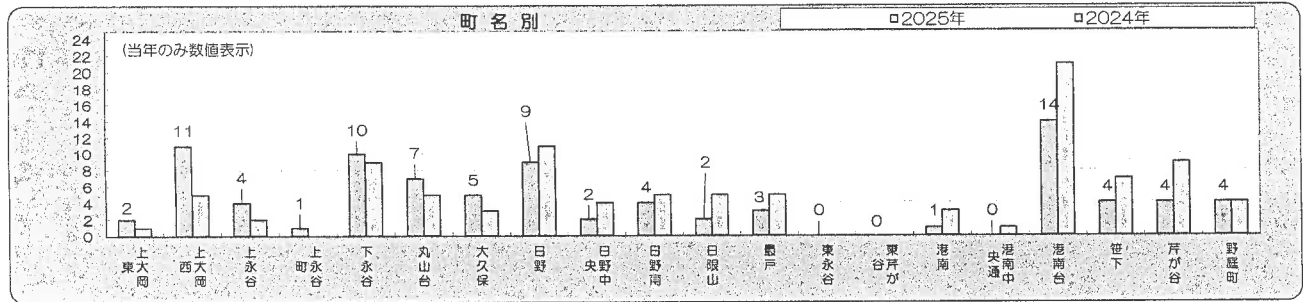
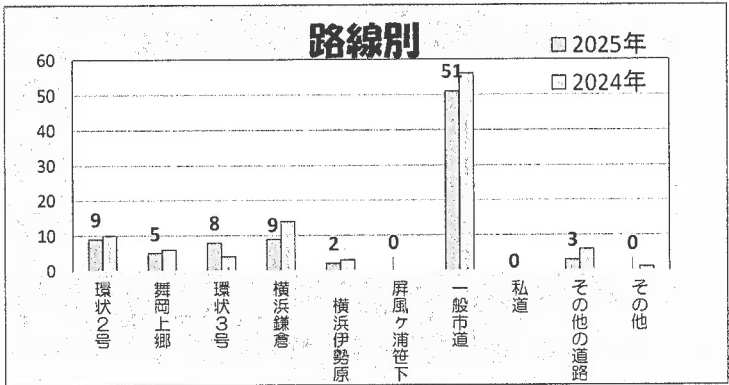
神奈川県内		件数	死者	負傷者
月				
3月中		1,776	10	2,079
前年比		+4	-2	+12
年累計		4,964	43	5,740
前年比		-97	18	-133



港南区		件数	死者	負傷者
月				
3月中		33	0	40
前年比		-4	±0	-1
年累計		87	0	99
前年比		-13	0	-14

関係事故		二輪車関係	自転車関係	高齢者関係	子ども関係
月					
3月中		6	7	17	4
前年比		-8	+2	-8	+2
構成率		21.4%	25.0%	60.7%	14.3%
年累計		20	16	45	5
前年比		-17	+3	+7	±0
構成率		33.3%	26.7%	75.0%	8.3%

状態別	人対車両				車両相互						車両単独	合計
	横断	歩道上	歩道外	その他	計	正面衝突	追突	出会い頭	右左折	その他	計	
3月中	4	4	3	11	0	3	4	6	9	22	0	33
前年比	-1	+2	+1	+2	±0	-4	+4	-1	+1	±0	-2	±0
構成率	12.1%	12.1%	9.1%	33.3%	0.0%	9.1%	12.1%	18.2%	27.3%	66.7%	0.0%	100%
年累計	13	6	7	26	2	14	17	11	17	61	0	87
前年比	+2	+1	-5	-2	+1	-10	+14	-5	-6	-6	-5	-13
構成率	14.9%	6.9%	8.0%	29.9%	2.3%	16.1%	19.5%	12.6%	19.5%	70.1%	0.0%	100%



令和7年3月 火災・救急の概況

(速報値)

			港南区			横浜市		
			令和7年	令和6年	増減	令和7年	令和6年	増減
火災	火災件数		8	8	-	244	173	71
	種別	建物火災	7	7	-	146	117	29
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	-	-	-	12	18	-6
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	1	-	86	38	48
	損害程度	焼損床面積(㎡)	102	220	-118	1,977	1,865	112
		死者(人)	-	-	-	12	12	-
		負傷者(人)	2	2	-	36	28	8
	主な原因	たばこ	2	2	-	49	33	16
		ストーブ	2	1	1	11	15	-4
		放火(疑い含む)	1	-	1	50	17	33
火災以外	その他災害	275	293	-18	4,942	4,739	203	

救急	救急件数		3,857	3,853	4	63,697	63,598	99
	種別	急病	2,635	2,718	-83	45,067	45,246	-179
		交通事故	105	93	12	2,070	2,111	-41
		一般負傷	732	708	24	11,365	11,696	-331
		その他	385	334	51	5,195	4,545	650
	出場形態	消防車＋救急車 の連携した件数	207	229	-22	3,551	3,484	67
		ミニ消防車＋救急車 の連携した件数	110	90	20	2,167	1,813	354

【救急車適正利用のお願い】

救急車の到着時間は**10年間**（2014年から2024年の間）で約**2分遅くなっています**。
また、現場から病院に到着するまでの時間は、10年間で7分遅くなっています。
救急要請は年々増加していますが、救急車で搬送される方の約半分は軽症です。
救急車は限りある資源であり、急な病気や大きなケガで生命に危険を及ぼし
もしくは著しく悪化する恐れがある人を医療機関へ緊急に搬送することが
救急車の役割です。

急な病気やケガで救急車を呼ぶかどうか迷ったら
「**かながわ救急相談センター** #（シャープ）**7119**」に相談するなど、
救急車を必要としている人のために**救急車の適正利用についてご協力をお願いします**。



初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱
(固定式)



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から9月30日（火）まで
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港南消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



4 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度から港南区に対象の地域はありませんが、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の設置費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューが新たに追加されます。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限 20 万円/1 件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限 7 万円/1 件）</u>
③	「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合 ※ 港南区に対象の地域はありません	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 9/10 に相当する額（上限 27 万円/1 件）

5 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、港南消防署へご連絡ください。

電話 045(844)0119 港南消防署 総務・予防課予防担当あて

担当：港南消防署総務・予防課予防担当
池田、長谷川、加藤
電話 045-844-0119

第 2 7 回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の御協力をお願いについて

昨年は 1 0 月の第 5 0 回衆議院議員総選挙において、多大なる御協力を賜りまして改めて御礼申し上げます。

さて、本年 7 月から 8 月にかけて、参議院選挙及び市長選挙の執行が予定されております。

参議院選挙は、国会の会期延長がない限りは 7 月 2 0 日が想定され、市長選挙は 8 月 3 日と決定されました。

2 つの選挙が短期間で執行され、さらに夏の暑さの中での選挙となりますが、従前と同様、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。

つきましては、自治会町内会の皆様に、投票管理者等の推薦をはじめとした各種ご依頼をさせていただきます。御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【依頼事項】

- 1 参議院選挙及び市長選挙における当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦
両選挙において、各投票区域内の自治会町内会から、該当の投票所ごとに投票管理者（1 人）、投票立会人（2 人）の御推薦をお願いいたします。

御推薦をお願いしている投票所・人数は、連合ごとに異なります。

大変お手数ではございますが、資料 4・5・6 にて御確認ください。

【提出期限：令和 7 年 5 月 1 2 日（月）必着】

※ 御推薦にあたっては、「資料 3」（推薦書）に御記入いただき、同封の返信用封筒にて港南区選挙管理委員会まで御返送いただきますようお願いいたします。

※ 御推薦いただいた各投票管理者の方には、後日、その投票所の 民間従事者 の方々を御推薦いただく予定ですので、このことにつきましても、あらかじめお伝えいただきますようお願いいたします。5 月に、投票管理者の方宛てに依頼文等を送付します。

選挙の種類及び日程

選挙の種類	参議院選挙 (選挙区及び比例代表)	市長選挙
公示・告示日	令和 7 年 7 月 3 日(木)	令和 7 年 7 月 2 0 日(日)
投 票	令和 7 年 7 月 2 0 日(日) 想定 午前 7 時～午後 8 時	令和 7 年 8 月 3 日(日) 午前 7 時～午後 8 時

2 選挙啓発（PR）ポスターの掲出等

選挙啓発ポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板にお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会長（又は広報担当者）様あてに横浜市選挙管理委員会より郵送させていただきます。

【掲出期限】 投開票日まで掲出いただきますようお願いいたします。

3 その他

(1) 投票所民間従事者について

市選挙管理委員会における投票所従事者基準の見直しにより、有権者数5千人未満の投票所における従事者数が原則1名減となりましたので、予め御了承願います。

※各投票所の民間従事者配置者数につきましては資料7をご確認ください。

(2) 投票管理者・投票立会人報酬の改定

現在、選挙執行経費基準法の改正案が国会で審議されております。

今回の選挙から、投票管理者・立会人の報酬を概ね1,500円程度増額させていただきます。

※参考 現行の報酬額

	投票管理者	投票立会人
投票日前日（設営）	13,000円	
投票日当日	13,000円	12,000円（当日のみの従事）

添付資料

- 資料1 … 依頼文
- 資料2 … （参考）投票事務従事者の役割と選任上の注意点等
- 資料3 … 推薦書
- 資料4 … 投票所別管理者・立会人依頼先一覧表
- 資料5 … 連合及び自治会町内会別依頼先一覧表
- 資料6 … 投票所及び投票区域一覧表
- 資料7 … 各投票所民間従事者配置者数

港 南 選 管 第 2 号
令和 7 年 4 月 18 日

地区連合町内会長 各位

横浜市港南区選挙管理委員会
委員長 伊 藤 亮 二

投票管理者及び投票立会人の推薦について（依頼）

平素より、選挙事務に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、昨年は第 50 回衆議院議員総選挙において、多大なる御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

さて、本年の夏に次のとおり 2 つの選挙が行われることとなっております。つきましては、貴地区連合町内会、自治会町内会該当の投票所（別紙一覧表参照）の投票管理者及び投票立会人の御推薦を、資料 3 **推薦書**により、**5 月 12 日（月）必着**で御提出いただきたくお願い申し上げます。

また、御推薦いただいた投票管理者の方には、後日、民間従事者の方々を御推薦いただきますので、このことにつきましても、あらかじめお伝えいただきますようお願いいたします。（5 月に投票管理者の方宛て依頼させていただきます。）

なお、各投票所内では、交代を行いながら従事していただくため、複数名の方がパソコン操作を行えるよう、今回も民間従事者向けの研修会を開催予定です。詳細は依頼時にお伝えします。

夏の時期、連続しての選挙で大変恐縮ではございますが、何卒、御協力お願い申し上げます。

選挙名	投開票日	投票時間
参議院議員通常選挙	7 月 20 日（日）【想定】	午前 7 時～午後 8 時
横浜市長選挙	8 月 3 日（日）	

【その他】

1 投票所民間従事者について

市選挙管理委員会における投票所従事者基準の見直しにより、有権者数5千人未満の投票所における従事者数が原則1名減となりましたので、予め御了承願います。

※各投票所の民間従事者配置者数につきましては資料7をご確認ください。

2 投票管理者・投票立会人報酬の改定

現在、選挙執行経費基準法の改正案が国会で審議されております。

今回の選挙から、投票管理者・立会人の報酬を概ね1,500円程度増額させていただく予定です。

※参考 現行の報酬額

	投票管理者	投票立会人
投票日前日（設営）	13,000円	
投票日当日	13,000円	12,000円（当日のみの従事）

【添付書類】

- ・ 推薦書
- ・ 投票所別管理者・立会人依頼先一覧表
- ・ 連合及び自治会町内会別依頼先一覧表
- ・ 投票所及び投票区域一覧表
- ・ 各投票所民間従事者配置者数

横浜市港南区選挙管理委員会

担 当：岸・西島

TEL：847-8308

FAX：841-7030

(参考)

1 投票事務従事者の役割と選任上の注意点

(1) 投票管理者

〈役割〉 各投票所に1名置かれ、投票に関する事務（代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持など）を行う最高責任者

〈注意点〉 公職選挙法第135条第1項により在職中の選挙運動に制約があるため、特定の政党その他の政治団体（後援団体を含む。）に関与しており、規約上役員となっていることが明らかな方、その他特定の立候補予定者の後援会活動を積極的に行っていることが明らかな方を選任しないようお願いいたします。（※選挙権を有している必要があります。）また、投票管理者は、公職選挙法施行令第25条の規定により告示されます。御承知おきくださいますようお願いいたします。

(2) 投票立会人

〈役割〉 有権者を代表して、選挙事務の執行（投票手続の立会、投票箱の開票所への送致など）に立ち会い、選挙が公正に行われるよう監視する。

〈注意点〉 投票管理者と異なり選挙運動に法的制約はありませんが、立会人の地位が公益代表的な性格を有するため、管理者と同様の扱いとさせていただき、選挙運動に関与している方の選任は御遠慮いただきますようお願いいたします。（※選挙権を有している必要があります。）

(3) 民間従事者（後日、投票管理者宛てに推薦依頼します。）

〈役割〉 受付（PCでの名簿照合）、投票用紙の交付、選挙人の案内・誘導 等

〈注意点〉 投票管理者と異なり選挙運動に法的制約はありませんが、投票所従事者として責任をもって従事していただける方の御推薦をお願いいたします。

また、若年層の投票参加を促すためにも、若年層の方の積極的な御推薦もお待ちしております。（※ 民間従事者は選挙権の有無を問いません。）

(4) 従事体制について

投票管理者や投票立会人は、投票所運営に重要な職務を担っていることから、原則、投票日において、終日同じ方に従事いただくことが望ましいですが、長時間の拘束等により人員の確保が困難な場合には、交代で従事することを可とします。（前半 7:00-13:30/後半 13:30-20:00）その場合には、一度区選挙管理委員会へ御相談ください。

2 報酬額（終日従事の場合）※参考：令和6年衆議院議員総選挙時

(1) 投票管理者

投票日前日：13,000 円

投票日当日：13,000 円

(2) 投票立会人（※投票日当日のみ）

投票日当日：12,000 円

(3) 民間従事者

投票日前日：2,300 円

投票日当日：17,619 円

※ 研修会参加者は、研修会参加手当（交通費含む。）として別途3,016 円を支給予定

3 その他

投票日当日の昼食・夕食については、従事者の皆様に御負担していただくことになりますので、御理解のほどをお願いいたします。なお、お弁当の手配等については、後日、各投票所の担当職員から御相談させていただきます。

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 参議院議員通常選挙

日 時	スケジュール	連合町 内会・自 治会長	投票 管理者	立会人	民間 従事者
5月12日（月）	★投票管理者・投票立会人推薦 締切	○	-	-	-
5月中旬	★民間従事者推薦依頼（投票管理者宛て）	-	○	-	-
6月4日（水）	★投票管理者・投票立会人承諾 締切	-	○	○	-
	★民間従事者推薦 締切	-		-	-
6月26日（木）	★投票管理者・事務主任打合せ会	-	○	-	-
7月 上旬	民間従事者の委嘱状、説明会資料、 投票所からのお知らせ文 発送				
7月12日(土)13:30～ 7月13日(日)14:00～	投票所民間従事者研修会（システム） ※両日とも同一内容	-	-	-	○ 希望者
7月19日（土）	投票所設営作業（3時間程度） ※時間は投票所ごとに調整	-	○	-	○
7月20日（日）	投 票 日	-	○	○	○

(2) 横浜市長選挙 ※【★】マーク部分は参議院議員通常選挙と同日になります。

日 時	スケジュール	連合町 内会・自 治会長	投票 管理者	立会人	民間 従事者
7月12日(土)16:00～ 7月13日(日)10:00～	投票所民間従事者研修会（システム） ※両日とも同一内容	-	-	-	○ 希望者
8月2日（土）	投票所設営作業（3時間程度） ※時間は投票所ごとに調整	-	○	-	○
8月3日（日）	投 票 日	-	○	○	○

※適宜控えなどをお取りください。

令和 7 年 月 日

参院選

推薦書

（団体名）会長 （会長様氏名記入欄）

第 27 回参議院議員通常選挙 投票管理者及び投票立会人推薦書

次の者を、本人の承諾を得て投票管理者及び投票立会人として推薦いたします。

第 投票区 投票所名 （予定）

どちらかに☑をお願いします。

会期延長により
7月27日執行と
なった場合も、
従事の可否

【投票管理者】

（ふりがな） 氏 名	住 所	生年月日	電話番号 （日中電話に出やすい携帯等）	自治会・町内会名 備 考
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		

可 否
□ □

【投票立会人】

（ふりがな） 氏 名	住 所	生年月日	電話番号 （日中電話に出やすい携帯等）	自治会・町内会名 備 考
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		

可 否
□ □

可 否
□ □

※適宜控えなどをお取りください。

市長選

推薦書

令和 7 年 月 日

（団体名）会長 （会長様氏名記入欄）

横浜市長選挙 投票管理者及び投票立会人推薦書

次の者を、本人の承諾を得て投票管理者及び投票立会人として推薦いたします。

第 投票区 投票所名 （予定）

【投票管理者】

（ふりがな） 氏 名	住 所	生年月日	電話番号 （日中電話に出やすい携帯等）	自治会・町内会名 備 考
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		

【投票立会人】

（ふりがな） 氏 名	住 所	生年月日	電話番号 （日中電話に出やすい携帯等）	自治会・町内会名 備 考
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		
（ ）	港南区	昭和・平成 年 月 日		

投票所別管理者・立会人依頼先一覧表

投票区	投票所（予定）	投票管理者	投票立会人	
1	横浜市立桜岡小学校	大久保最戸	大久保最戸	大久保最戸
2	ゆめおおおかオフィスタワー5階会議室	上 大 岡	上 大 岡	上 大 岡
3	上大岡第二町内会館	上 大 岡	上 大 岡	上 大 岡
4	横浜市立港南中学校	笹 下	笹 下	笹 下
5	斉信館	笹 下	笹 下	笹 下
6	横浜市立南台小学校	笹 下	笹 下	笹 下
7	横浜市立日下小学校	日 下	日 下	日 下
8	雑色町内会館	日 下	日 下	笹 下
9	横浜市立吉原小学校	日 野 第 一	日 野 第 一	日 野 第 一
10	大北町内会館	日 野 第 一	日 野 第 一	日 野 第 一
11	県営日野団地集会所	日 野 団 地	日 野 分 譲	奈良地区
12	横浜市立日野小学校	日 野	日 野	日 野
13	横浜市立港南台第三小学校	港 南 台	港 南 台	宮 谷
14	横浜市立港南台第一中学校	港 南 台	港 南 台	港 南 台
15	横浜市立港南台第一小学校	港 南 台	港 南 台	港 南 台
16	横浜市立港南台第二小学校	港 南 台	港 南 台	港 南 台
17	横浜市立小坪小学校	日 野	日 野	港 南 台
18	横浜市立日野南小学校	日 野 南	日 野 南	永 野
19	旧野庭中学校	野 庭 住 宅	野 庭 住 宅	野 庭 団 地
20	横浜市野庭地区センター	野 庭 団 地	野 庭 団 地	野 庭 住 宅
21	横浜市立野庭すずかけ小学校	日 野	日 野	日 野 第 一
22	横浜市立下野庭小学校	野 庭 団 地	野 庭 団 地	永 野
23	横浜市立丸山台小学校	永 野	永 野	永 野
24	横浜市立永野小学校	永 野	永 野	永 野
25	横浜市立上永谷中学校	永 野	永 野	永 野
26	横浜市立相武山小学校	永 野	永 野	永 野
27	横浜市立南高等学校	永 谷	永 谷	笹 下
28	大久保東・中・西町内会館	大久保最戸	大久保最戸	大久保最戸
29	横浜市立下永谷小学校	永 谷	大久保最戸	大久保最戸
30	横浜市立芹が谷小学校	芹 が 谷	永 谷	上大岡セントラルハイッ
31	横浜市立芹が谷中学校	永 谷	永 谷	芹 が 谷
32	横浜市立芹が谷南小学校	芹 が 谷	芹 が 谷	永 谷
33	芹が谷町内会館	永 谷	永 谷	永 谷
34	横浜市立永谷小学校	下 永 谷	下 永 谷	下 永 谷
35	横浜市下永谷地域ケアプラザ	下 永 谷	下 永 谷	松 原
36	横浜市立日限山小学校	ひ ぎ り	ひ ぎ り	ひ ぎ り
37	風の丘・上大岡東保育園	上 大 岡	上 大 岡	上 大 岡
38	横浜市立日野南中学校	港 南 台	日 野	港南台おおるり第二団地
39	横浜市立丸山台中学校	ひ ぎ り	ひ ぎ り	永 野
40	港南台かもめ団地集会所	港南台かもめ団地	港南台かもめ団地	港南台かもめ団地

※黄色網掛け、39投票所の投票管理者は永野連合とひぎり連合交代で御推薦いただいております。

投票所別管理者・立会人依頼先一覧表

投票区	投票所(予定)	投票管理者	投票立会人	
1	横浜市立桜岡小学校	大久保最戸	大久保最戸	大久保最戸
2	ゆめおおおかオフィスタワー5階会議室	上大岡	上大岡	上大岡
3	上大岡第二町内会館	上大岡	上大岡	上大岡
4	横浜市立港南中学校	笹下	笹下	笹下
5	斉信館	笹下	笹下	笹下
6	横浜市立南台小学校	笹下	笹下	笹下
7	横浜市立日下小学校	日下	日下	日下
8	雑色町内会館	日下	日下	笹下
9	横浜市立吉原小学校	日野第一	日野第一	日野第一
10	大北町内会館	日野第一	日野第一	日野第一
11	県営日野団地集会所	日野団地	日野分譲	奈良地区
12	横浜市立日野小学校	日野	日野	日野
13	横浜市立港南台第三小学校	港南台	港南台	宮谷
14	横浜市立港南台第一中学校	港南台	港南台	港南台
15	横浜市立港南台第一小学校	港南台	港南台	港南台
16	横浜市立港南台第二小学校	港南台	港南台	港南台
17	横浜市立小坪小学校	日野	日野	港南台
18	横浜市立日野南小学校	日野南	日野南	永野
19	旧野庭中学校	野庭住宅	野庭住宅	野庭団地
20	横浜市野庭地区センター	野庭団地	野庭団地	野庭住宅
21	横浜市立野庭すずかけ小学校	日野	日野	日野第一
22	横浜市立下野庭小学校	野庭団地	野庭団地	永野
23	横浜市立丸山台小学校	永野	永野	永野
24	横浜市立永野小学校	永野	永野	永野
25	横浜市立上永谷中学校	永野	永野	永野
26	横浜市立相武山小学校	永野	永野	永野
27	横浜市立南高等学校	永谷	永谷	笹下
28	大久保東・中・西町内会館	大久保最戸	大久保最戸	大久保最戸
29	横浜市立下永谷小学校	永谷	大久保最戸	大久保最戸
30	横浜市立芹が谷小学校	芹が谷	永谷	上大岡セントラルハイツ
31	横浜市立芹が谷中学校	永谷	永谷	芹が谷
32	横浜市立芹が谷南小学校	芹が谷	芹が谷	永谷
33	芹が谷町内会館	永谷	永谷	永谷
34	横浜市立永谷小学校	下永谷	下永谷	下永谷
35	横浜市下永谷地域ケアプラザ	下永谷	下永谷	松原
36	横浜市立日限山小学校	ひぎり	ひぎり	ひぎり
37	風の丘・上大岡東保育園	上大岡	上大岡	上大岡
38	横浜市立日野南中学校	港南台	日野	港南台おおるり第二団地
39	横浜市立丸山台中学校	永野	永野	ひぎり
40	港南台かもめ団地集会所	港南台かもめ団地	港南台かもめ団地	港南台かもめ団地

※黄色網掛け、39投票所の投票管理者は永野連合とひぎり連合交代で御推薦いただいております。

連合	投票区 投票所名 推薦依頼人数					
上大岡連合町内会	管理者	3人	2 ゆめおおおかオフィスタワー 5階会議室	1人	3 上大岡第二町内会館	1人
			37 上大岡東保育園	1人	-	-
	立会人	6人	2 ゆめおおおかオフィスタワー 5階会議室	2人	3 上大岡第二町内会館	2人
			37 上大岡東保育園	2人	-	-
大久保最戸連合町内会	管理者	2人	1 桜岡小学校	1人	28 大久保東・中・西町内会館	1人
	立会人	6人	1 桜岡小学校	2人	28 大久保東・中・西町内会館	2人
笹下連合町内会	管理者	3人	4 港南中学校	1人	5 斉信館	1人
			6 南台小学校	1人	-	-
	立会人	8人	4 港南中学校	2人	5 斉信館	2人
			6 南台小学校	2人	8 雑色町内会館	1人
		27 南高等学校	1人	-	-	
日下連合町内会	管理者	2人	7 日下小学校	1人	8 雑色町内会館	1人
	立会人	3人	7 日下小学校	2人	8 雑色町内会館	1人
日野連合町内会	管理者	3人	12 日野小学校	1人	17 小坪小学校	1人
			21 野庭すずかけ小学校(コミハ)	1人	-	-
	立会人	5人	12 日野小学校	2人	17 小坪小学校	1人
			21 野庭すずかけ小学校(コミハ)	1人	38 日野南中学校	1人
日野第一連合町内会	管理者	2人	9 吉原小学校	1人	10 大北町内会館	1人
			9 吉原小学校	2人	10 大北町内会館	2人
	立会人	5人	21 野庭すずかけ小学校	1人	-	-
港南台連合自治会	管理者	5人	13 港南台第三小学校(コミハ)	1人	14 港南台第一中学校	1人
			15 港南台第一小学校	1人	16 港南台第二小学校	1人
			38 日野南中学校	1人	-	-
	立会人	8人	13 港南台第三小学校	1人	14 港南台第一中学校	2人
			15 港南台第一小学校	2人	16 港南台第二小学校	2人
			17 小坪小学校	1人	-	-
永野連合町内会	管理者	4人	23 丸山台小学校	1人	24 永野小学校	1人
			25 上永谷中学校	1人	26 相武山小学校	1人
	立会人	11人	18 日野南小学校	1人	22 下野庭小学校	1人
			23 丸山台小学校	2人	24 永野小学校	2人
			25 上永谷中学校	2人	26 相武山小学校	2人
			39 丸山台中学校	1人	-	-
野庭団地連合自治会	管理者	2人	20 野庭地区センター	1人	22 下野庭小学校	1人
	立会人	3人	19 旧野庭中学校	1人	20 野庭地区センター	1人
			22 下野庭小学校	1人	-	-
野庭住宅連合自治会	管理者	1人	19 旧野庭中学校	1人	-	-
	立会人	2人	19 旧野庭中学校	1人	20 野庭地区センター	1人
下永谷連合町内会	管理者	2人	34 永谷小学校	1人	35 下永谷地域ケアプラザ	1人
	立会人	3人	34 永谷小学校	2人	35 下永谷地域ケアプラザ	1人
永谷連合町内会	管理者	4人	27 南高等学校	1人	29 下永谷小学校	1人
			31 芹が谷中学校	1人	33 芹が谷町内会館	1人
	立会人	6人	27 南高等学校	1人	30 芹が谷小学校	1人
			31 芹が谷中学校	1人	32 芹が谷南小学校	1人
			33 芹が谷町内会館	2人	-	-
芹が谷連合自治会	管理者	2人	30 芹が谷小学校	1人	32 芹が谷南小学校	1人
	立会人	2人	31 芹が谷中学校	1人	32 芹が谷南小学校	1人
ひざり連合自治会	管理者	2人	36 日限山小学校(コミハ)	1人	39 丸山台中学校	1人
	立会人	3人	36 日限山小学校(コミハ)	2人	39 丸山台中学校	1人
日野南連合自治会	管理者	1人	18 日野南小学校	1人	-	-
	立会人	1人	18 日野南小学校	1人	-	-
その他	投票区 投票所名 推薦依頼人数					
奈良地区町内会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	11 県営日野団地集会所	1人	-	-
上大岡セントラルハイツ 自治会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	30 芹が谷小学校	1人	-	-
港南台おおるり第二団地 自治会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	38 日野南中学校	1人	-	-
松原町内会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	35 下永谷地域ケアプラザ	1人	-	-
港南台かもめ団地自治会	管理者	1人	40 港南台かもめ団地集会所	1人	-	-
	立会人	2人	40 港南台かもめ団地集会所	2人	-	-
日野団地自治会	管理者	1人	11 県営日野団地集会所	1人	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
日野分譲町内会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	11 県営日野団地集会所	1人	-	-
宮谷町内会	管理者	0人	-	-	-	-
	立会人	1人	13 港南台第三小学校(コミハ)	1人	-	-

※「その他」は、連合未加入の自治会町内会になります。依頼につきましては、自治会町内会長あてに直接郵送させていただきます。

※「その他」は、連合未加入の自治会町内会になります。依頼につきましては、自治会町内会長あてに直接郵送させていただきます。

連合	投票区 投票所名 推薦依頼人数					
上大岡連合町内会	管理者	3人	2 ゆめおおおかオフィスタワー	1人	3 上大岡第二町内会館	1人
			5 階会議室	1人	-	-
	立会人	6人	37 上大岡東保育園	1人	-	-
			2 ゆめおおおかオフィスタワー	2人	3 上大岡第二町内会館	2人
大久保最戸連合町内会	管理者	2人	5 階会議室	2人	-	-
			37 上大岡東保育園	2人	-	-
	立会人	6人	1 桜岡小学校	1人	28 大久保東・中・西町内会館	1人
			29 下永谷小学校	2人	28 大久保東・中・西町内会館	2人
笹下連合町内会	管理者	3人	4 港南中学校	1人	5 斉信館	1人
			6 南台小学校	1人	-	-
	立会人	8人	4 港南中学校	2人	5 斉信館	2人
			6 南台小学校	2人	8 雑色町内会館	1人
日下連合町内会	管理者	2人	27 南高等学校	1人	-	-
			7 日下小学校	1人	8 雑色町内会館	1人
	立会人	3人	7 日下小学校	2人	8 雑色町内会館	1人
			12 日野小学校	1人	17 小坪小学校	1人
日野連合町内会	管理者	3人	21 野庭すずかけ小学校(コミハ)	1人	-	-
			12 日野小学校	2人	17 小坪小学校	1人
	立会人	5人	21 野庭すずかけ小学校(コミハ)	1人	38 日野南中学校	1人
			9 吉原小学校	1人	10 大北町内会館	1人
日野第一連合町内会	管理者	2人	9 吉原小学校	2人	10 大北町内会館	2人
			21 野庭すずかけ小学校	1人	-	-
	立会人	5人	13 港南台第三小学校(コミハ)	1人	14 港南台第一中学校	1人
			15 港南台第一小学校	1人	16 港南台第二小学校	1人
港南台連合自治会	管理者	5人	38 日野南中学校	1人	-	-
			13 港南台第三小学校	1人	14 港南台第一中学校	2人
	立会人	8人	15 港南台第一小学校	2人	16 港南台第二小学校	2人
			17 小坪小学校	1人	-	-
永野連合町内会	管理者	5人	23 丸山台小学校	1人	24 永野小学校	1人
			25 上永谷中学校	1人	26 相武山小学校	1人
	立会人	11人	39 丸山台中学校	1人	-	-
			18 日野南小学校	1人	22 下野庭小学校	1人
野庭団地連合自治会	管理者	2人	23 丸山台小学校	2人	24 永野小学校	2人
			25 上永谷中学校	2人	26 相武山小学校	2人
	立会人	3人	39 丸山台中学校	1人	-	-
			20 野庭地区センター	1人	22 下野庭小学校	1人
野庭住宅連合自治会	管理者	1人	19 旧野庭中学校	1人	20 野庭地区センター	1人
			22 下野庭小学校	1人	-	-
	立会人	2人	19 旧野庭中学校	1人	-	-
			20 野庭地区センター	1人	-	-
下永谷連合町内会	管理者	2人	34 永谷小学校	1人	35 下永谷地域ケアプラザ	1人
			34 永谷小学校	2人	35 下永谷地域ケアプラザ	1人
	立会人	3人	27 南高等学校	1人	29 下永谷小学校	1人
			31 芹が谷中学校	1人	33 芹が谷町内会館	1人
永谷連合町内会	管理者	4人	31 芹が谷中学校	1人	30 芹が谷小学校	1人
			33 芹が谷町内会館	2人	32 芹が谷南小学校	1人
	立会人	6人	30 芹が谷小学校	1人	32 芹が谷南小学校	1人
			31 芹が谷中学校	1人	-	-
芹が谷連合自治会	管理者	2人	32 芹が谷南小学校	1人	-	-
			31 芹が谷中学校	1人	-	-
	立会人	2人	36 日限山小学校(コミハ)	1人	-	-
			36 日限山小学校(コミハ)	2人	39 丸山台中学校	1人
ひぎり連合自治会	管理者	1人	18 日野南小学校	1人	-	-
			18 日野南小学校	1人	-	-
	立会人	1人	-	-	-	-
			-	-	-	-
日野南連合自治会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
奈良地区町内会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
上大岡セントラルハイツ自治会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
港南台おおり第二団地自治会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
松原町内会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
港南台かもめ団地自治会	管理者	1人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	2人	-	-	-	-
			-	-	-	-
日野団地自治会	管理者	1人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
日野分譲町内会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	1人	-	-	-	-
			-	-	-	-
宮谷町内会	管理者	0人	-	-	-	-
			-	-	-	-
	立会人	1人	-	-	-	-
			-	-	-	-

※「その他」は、連合未加入の自治会町内会になります。依頼につきましては、自治会町内会長あてに直接郵送させていただきます。

投票所及び投票区域一覧表

資料 6

投票区	投票所（予定）	投票区域
1	横浜市立桜岡小学校	最戸一丁目、最戸二丁目、大久保一丁目1番～14番
2	ゆめおおおかオフィスタワー5階会議室	上大岡東一丁目1番～14番、上大岡西一丁目
3	上大岡第二町内会館	上大岡東二丁目、上大岡西二丁目、上大岡西三丁目
4	横浜市立港南中学校	港南一丁目、港南二丁目1番～17番、港南三丁目、港南中央通
5	斉信館	港南四丁目、笹下一丁目
6	横浜市立南台小学校	港南五丁目、港南六丁目
7	横浜市立日下小学校	笹下二丁目、笹下三丁目、笹下四丁目
8	雑色町内会館	笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目
9	横浜市立吉原小学校	日野一丁目、日野二丁目、日野三丁目、日野四丁目1番～3番、17番、18番、24番、日野五丁目1番～10番
10	大北町内会館	日野四丁目4番～16番、19番～23番、25番～66番、日野五丁目11番～34番、日野六丁目1番～10番、日野中央一丁目
11	県営日野団地集会所	日野中央三丁目
12	横浜市立日野小学校	日野七丁目、日野八丁目1番～20番、日野九丁目1番～26番、日野中央二丁目
13	横浜市立港南台第三小学校	港南台一丁目、港南台二丁目（1番を除く）、港南台三丁目9番～12番、20番～24番
14	横浜市立港南台第一中学校	港南台六丁目1番～6番、港南台七丁目1番～24番、51番～53番
15	横浜市立港南台第一小学校	港南台六丁目7番～37番、港南台七丁目25番～50番、港南台八丁目
16	横浜市立港南台第二小学校	港南台四丁目1番～6番、港南台五丁目、港南台九丁目18番～32番
17	横浜市立小坪小学校	日野南一丁目、日野南二丁目、日野南三丁目7番以降、港南台三丁目6番～8番、13番～19番、港南台四丁目7番～35番
18	横浜市立日野南小学校	日野南五丁目5番以降、日野南六丁目、日野南七丁目、野庭町1,547～1,602、1,604、1,605、1,607～1,649、1,652～1,869、1,996以降
19	旧野庭中学校	野庭町620～625、629、630、657～674、1,102～1,263、1,265～1,324、1,348～1,525、1,870～1,995、日野九丁目39番～45番
20	横浜市野庭地区センター	野庭町612、613、615～619、626～628、631～636、901～910
21	横浜市立野庭すずかけ小学校	野庭町220、425～431、435～569、637～647、762～777、832～900、911～989、日野六丁目11番～15番、日野八丁目21番～33番、日野九丁目27番～38番、46番～48番
22	横浜市立下野庭小学校	野庭町108～219、221～424、432～434、570～611、614、675～761、778～831、1,264、1,325～1,347、1,526～1,546、1,603、1,606、1,650、1,651、上永谷町4,772、4,775
23	横浜市立丸山台小学校	丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、野庭町21～107
24	横浜市立永野小学校	上永谷二丁目、上永谷五丁目、上永谷六丁目
25	横浜市立上永谷中学校	上永谷三丁目、上永谷四丁目
26	横浜市立相武山小学校	上永谷一丁目
27	横浜市立南高等学校	港南二丁目18番～34番、東永谷一丁目1番～28番、東永谷二丁目、東永谷三丁目26番～45番
28	大久保東・中・西町内会館	大久保一丁目15番～20番、大久保二丁目
29	横浜市立下永谷小学校	大久保三丁目、東永谷一丁目29番～37番、東永谷三丁目1番～25番、東芹が谷1番～10番
30	横浜市立芹が谷小学校	芹が谷一丁目1番～14番、芹が谷三丁目1番～16番、24番～34番、東芹が谷11番～27番
31	横浜市立芹が谷中学校	芹が谷一丁目15番～39番、芹が谷二丁目1番～19番、21番～27番
32	横浜市立芹が谷南小学校	芹が谷三丁目17番～23番、芹が谷四丁目、東永谷三丁目46番～63番
33	芹が谷町内会館	下永谷一丁目14番～16番、28番、芹が谷二丁目20番、芹が谷五丁目
34	横浜市立永谷小学校	下永谷一丁目1番～13番、17番～27番、29番～40番、下永谷二丁目23番、24番、29番～36番、下永谷五丁目、下永谷六丁目
35	横浜市下永谷地域ケアプラザ	下永谷二丁目1番～22番、25番～28番、下永谷三丁目、下永谷四丁目
36	横浜市立日限山小学校	日限山二丁目2番以降、日限山三丁目、日限山四丁目、上永谷町（4,772、4,775を除く。）
37	風の丘・上大岡東保育園	上大岡東一丁目15番～47番、上大岡東三丁目
38	横浜市立日野南中学校	日野南三丁目1番～6番、日野南四丁目、日野南五丁目1番～4番、港南台四丁目36番以降、港南台九丁目1番～17番
39	横浜市立丸山台中学校	日限山一丁目、日限山二丁目1番、丸山台四丁目
40	港南台かもめ団地集会所	港南台二丁目1番、港南台三丁目1番～5番

各投票所民間従事者配置者数

資料 7

令和7年3月3日

投票区	投票所	有権者数(人)			民間従事者配置者数(人)			
		男	女	計	参院選		市長選	
					今回	前回	今回	前回
1	横浜市立桜岡小学校	3,124	3,264	6,388	7	7	6	6
2	ゆめおおおかオフィスタワー5階会議室	1,009	1,216	2,225	6	7	5	6
3	上大岡第二町内会館	3,232	3,167	6,399	7	7	6	6
4	横浜市立港南中学校	3,926	4,067	7,993	7	7	6	6
5	斉信館	1,482	1,410	2,892	6	7	5	6
6	横浜市立南台小学校	1,946	2,043	3,989	6	7	5	6
7	横浜市立日下小学校	3,004	3,083	6,087	7	7	6	6
8	雑色町内会館	2,897	2,936	5,833	7	7	6	6
9	横浜市立吉原小学校	3,369	3,563	6,932	7	7	6	6
10	大北町内会館	1,775	1,872	3,647	6	7	5	6
11	県営日野団地集会所	1,177	1,441	2,618	6	7	5	6
12	横浜市立日野小学校	2,608	2,849	5,457	7	7	6	6
13	横浜市立港南台第三小学校	2,474	2,604	5,078	7	7	6	6
14	横浜市立港南台第一中学校	1,729	2,009	3,738	6	7	5	6
15	横浜市立港南台第一小学校	2,222	2,413	4,635	6	7	5	6
16	横浜市立港南台第二小学校	2,259	2,620	4,879	6	7	5	6
17	横浜市立小坪小学校	2,323	2,642	4,965	6	7	5	6
18	横浜市立日野南小学校	1,717	2,017	3,734	6	7	5	6
19	旧野庭中学校	1,594	1,986	3,580	6	7	5	6
20	横浜市野庭地区センター	1,638	1,965	3,603	6	7	5	6
21	横浜市立野庭すずかけ小学校	2,084	2,046	4,130	6	7	5	6
22	横浜市立下野庭小学校	2,953	3,437	6,390	7	7	6	6
23	横浜市立丸山台小学校	3,200	3,515	6,715	7	7	6	6
24	横浜市立永野小学校	2,383	2,595	4,978	6	7	5	6
25	横浜市立上永谷中学校	1,863	2,017	3,880	6	7	5	6
26	横浜市立相武山小学校	1,179	1,269	2,448	6	7	5	6
27	横浜市立南高等学校	2,035	2,237	4,272	6	7	5	6
28	大久保東・中・西町内会館	2,147	2,338	4,485	6	7	5	6
29	横浜市立下永谷小学校	2,860	2,981	5,841	7	7	6	6
30	横浜市立芹が谷小学校	1,987	2,159	4,146	6	7	5	6
31	横浜市立芹が谷中学校	1,788	1,907	3,695	6	7	5	6
32	横浜市立芹が谷南小学校	1,509	1,552	3,061	6	7	5	6
33	芹が谷町内会館	1,813	1,906	3,719	6	7	5	6
34	横浜市立永谷小学校	2,570	2,711	5,281	7	7	6	6
35	横浜市下永谷地域ケアプラザ	2,509	2,848	5,357	7	7	6	6
36	横浜市立日限山小学校	1,706	1,942	3,648	6	7	5	6
37	風の丘・上大岡東保育園	1,574	1,649	3,223	6	7	5	6
38	横浜市立日野南中学校	1,817	2,022	3,839	6	7	5	6
39	横浜市立丸山台中学校	2,289	2,482	4,771	6	7	5	6
40	港南台かもめ団地集会所	885	1,003	1,888	6	7	5	6

※有権者数5,000人未満の投票所における従事者を前回の配置数から1名減といたします。

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市民政局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内 令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- 会議及び集会に必要な施設を備えている
- 建築基準法その他の法令に適合している
- 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- 会館の利用規約等が整備されている
- 補助を受けた会館が他にない
- 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 ㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 250 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
- （自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。
会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和 8 年度の会館整備については、令和 7 年 7 月 7 日（月）までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。

- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、

返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

新任自治会町内会長等講習会の開催について

このたび、自治会町内会の新会長や役員に就任して間もない方々を対象に、自治会町内会活動に役立てていただくための講習会を次のとおり開催します。

参加を希望される方は、参加申込書に御記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

開催日時

令和7年6月7日(土) 午前9時30分～午前12時

※荒天による中止の場合は令和7年6月14日(土)午後1時30分～午後4時に延期します。

延期の場合は前日までにご連絡いたします。日中連絡がつく連絡先をご記載ください。

2 会 場

港南区役所 6階 会議室

3 内 容

第一部 自治会町内会活動について

地域の皆さんから問合せ・要望の多い事柄について、警察署や消防署から説明します。また、自治会町内会の役割や活動、発災時の対応などについて、区役所担当者が説明します。

第二部 現役自治会町内会長をまじえた意見交換会

経験のある会長からお話をいただいたり、疑問にお答えいただきます。

4 参加対象者

新任自治会町内会長及び自治会町内会の役員を務めている方

5 参加人数

各自治会町内会1～2名程度

6 申込期限

令和7年5月19日(月) 必着

※お申し込みいただいた後は、延期の場合を除いてこちらからの案内はありません。

直接会場へお越しください。お申し込み後欠席される場合は御連絡ください。

※お申し込みをいただいていない方の参加はご遠慮いただいております。

<連絡先> 〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話 847-8391 FAX 842-8193

新任自治会町内会長等講習会参加申込書

自治会町内会名：_____

氏 名	役 職	連絡先 TEL・FAX

※会場の都合上、各自治会町内会1～2名程度でお願いします。

※延期の場合は前日までにご連絡いたしますので、日中連絡がつく連絡先をご記載ください。

<質問事項>

自治会町内会活動についてわからないこと、不安なこと、地域の方々に相談されたことなど、なんでも結構です。御記入ください。

・申込み期限：5月19日（月）

・申 込 先：〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話：847-8391 FAX：842-8193

令和7年4月18日

自治会町内会長 各位

港南区福祉保健課長

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の 推薦事務説明会について

本年12月1日付民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に向けた、候補者の推薦依頼にあたり、推薦事務の説明会を予定しております。

説明会に参加を希望される自治会町内会様は、参加申込書を御記入のうえ、FAXでお送りいただくか、お電話でお申し込みください。

日時：令和7年6月7日(土) 13:00～14:00

※荒天による中止の場合は、令和7年6月14日(土) 11:00～12:00に延期します。

会場：港南区役所 6階会議室

参加申込書

自治会町内会名：

氏 名	役 職	連絡先 TEL・FAX

※会場の都合上、各自治会町内会1～2名程度でお願いします。

※延期の場合は前日までにご連絡いたしますので、日中、連絡がつく連絡先をご記載ください。

※お申込みをいただいていない方の参加はご遠慮ください。

・申込み期限：5月19日(月)

・申 込 先：港南区福祉保健課運営企画係 山口・川崎・塩田
電話847-8432 FAX846-5981

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げますとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



＜戦略の全体像＞ ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）	個人備蓄の促進 や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 マンション防災の推進 などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 感震ブレーカーの設置促進 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 木造住宅やマンション等の耐震化、家具転倒防止器具の設置 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備 や耐震給水栓整備の加速、災害用トイレの充実、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 民間施設活用等による避難スペースの拡充 などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄 するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や 福祉避難所の拡充 などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や ペット連れの避難 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるように、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 広域防災拠点 」を、 旧上瀬谷通信施設地区に整備 します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化 や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化 《取組抜粋》

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発等を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）

飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6% ② 34.2%	85% 70%	100% 100%

マンション防災の推進

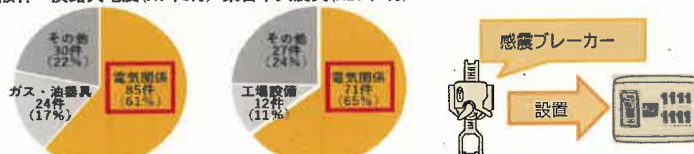
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大震災(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関するものとされています。
電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の新耐震基準で着工されたもの）

あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末) ② — ③ 8件(R5)	96% 150件(R7～R11) 150件(R7～R11)	98% 120件(R12～R15) 120件(R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付が困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 《取組抜粋》

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

取組指標	小中学校体育館への空調整備件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	115校/465校 (25%)	465校/465校 (100%)	-

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

取組指標	①地域防災拠点への下水直結式仮設トイレ（男性用小便器タイプ）増設 ②トイレトレーラーの配備台数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 0か所 ② 1台	459/459拠点 (完了) 2台	- -

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

取組指標	民間宿泊施設との協定締結		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	- (県既存協定は有)	県ホテル組合※との協定締結(R7)協定締結先拡充	協定締結先拡充

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食料については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品
(口腔ケアなど)



プライバシー確保
(パーティション)



寝具
(コットなど)

取組指標	食料・飲料水の備蓄量		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	174万食分 (避難者2食1日分)	323.1万食分 (避難者3食3日分)(完了)	維持

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

取組指標	①福祉避難所協定締結施設数 ②介護食の備蓄		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 557施設 ② 検討	600施設 全施設にいきわたる量の備蓄(20,000食)	620施設 更新

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



※ 屋内等

取組指標	①地域防災拠点への一時飼育場所の設定 ②同室避難場所の設定 ③災害時動物救援センター（4か所）の受入体制整備		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 269/459拠点 ② - ③ 1か所整備中	459/459拠点 動物愛護センターほか順次整備 4か所	459/459拠点 各区1か所以上 4か所以上

柱3：大規模災害時の拠点等整備 《取組抜粋》

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能
① 防災・公園地区 ⑤ 機能の実施エリアは右図	① 現地司令施設機能 (2.0ha) 市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者(DMAT等)の現地調整の司令塔
	② 外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha) 広域支援部隊(自衛隊・警察・消防)の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
	③ 物資の流通拠点機能 本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
	④ 防災補助機能 広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
	⑤ 防災体験機能 防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
その他の地区	物流地区 民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
	観光・賑わい地区 民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	インターチェンジ・交通・緊急輸送路 ○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定

<旧上瀬谷通信施設地区 ゾーニング図>

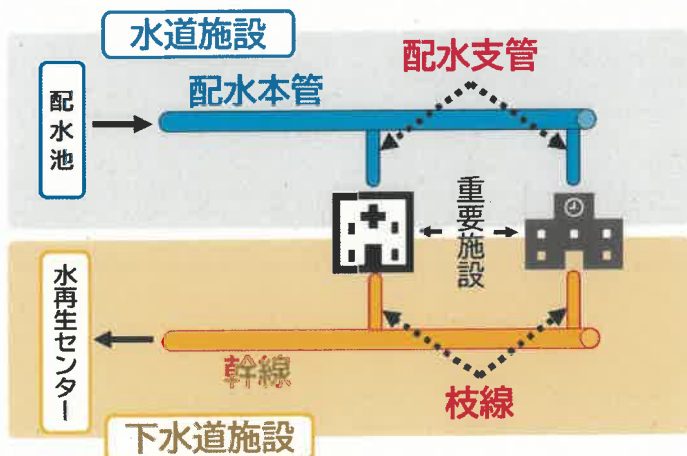


柱4：災害に強いまちづくりの推進(インフラの強靱化) 《取組抜粋》

重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

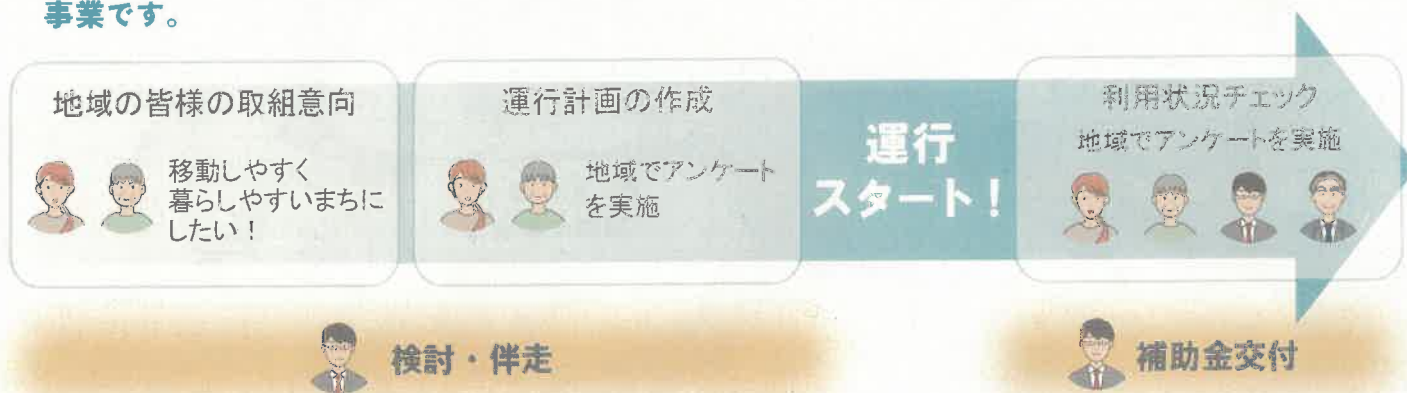
※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了

横浜市 みんなのおでかけ交通事業



●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。



●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。



1 おでかけチャトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？

帰り雨だったら
どうしよう...

出かけている人を見
かけなくなった...

子どもとの移動は
大変...

免許返納して移動手段が
なくなった...

障害のある家族が
出かけられなくて心配...

タクシーがいつ
来るかわからない...

子どもの習い事の
送迎が大変...

買い物は帰りの
荷物が不安...

歩くのが辛くなった...

マイカーの運転も不安...

まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な商店やクリニックの利用が増えた

身近な場所で乗り降り
できて便利

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると
●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める



この道は見通しが悪く危ないので
こっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！

もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域 住民	交通※ 事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析

2. 運行計画
をつくる

- | | | | |
|---------------|---|---|---|
| (1) 運行計画案の作成 | ● | ● | ● |
| (2) 推計利用者数の算出 | | | ● |

3. 運行事業者
を決める

- | | | | |
|--------------------------------|---|--|---|
| (1) 活動団体の設立（グループ登録等） | ● | | |
| (2) 募集要件のとりまとめ | ● | | ● |
| (3) 募集要件の公表（事業者への周知
HPへの掲載） | | | ● |
| (4) 応募内容審査・事業者の選定 | ● | | ● |

4. 運行に向けた
準備

- | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|
| (1) 道路管理者・交通管理者との調整 | | | ● |
| (2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整 | | | ● |
| (3) 停留所設置箇所の地先調整 | ● | | |
| (4) 地域公共交通会議等への付議 | | ● | ● |
| (5) 運行準備（車両調達・停留所設置
各種申請等） | ● | ● | |
| (6) 運行に係る協定締結 | ● | ● | ● |

運行開始

5. 運行スタート！

（実証運行
最大3年間）
本格運行

- | | | | |
|-----------------|---|---|---|
| (1) 運行状況のモニタリング | ● | ● | ● |
| (2) 利用促進活動 | ● | ● | |
| (3) 運行計画の見直し・改善 | ● | ● | ● |

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

約1年

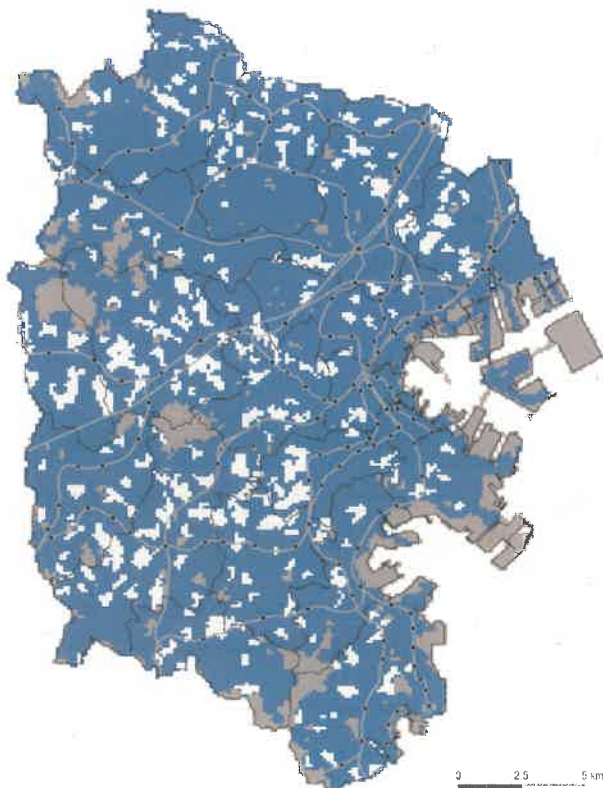
約1.5～2年

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- ・ 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件 (路線定期運行、デマンド型運行の場合)

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点 (12 か月経過後)	収支率 25% 以上
	2年目終了時点 (24 か月経過後)	収支率 35% 以上
	3年目終了時点 (36 か月経過後)	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降 (48 か月経過後)	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

実証運行

・運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

・運行経費と運賃収入等の差額補助
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
・その他(車両費、バス停設置費、
利用促進費 等)

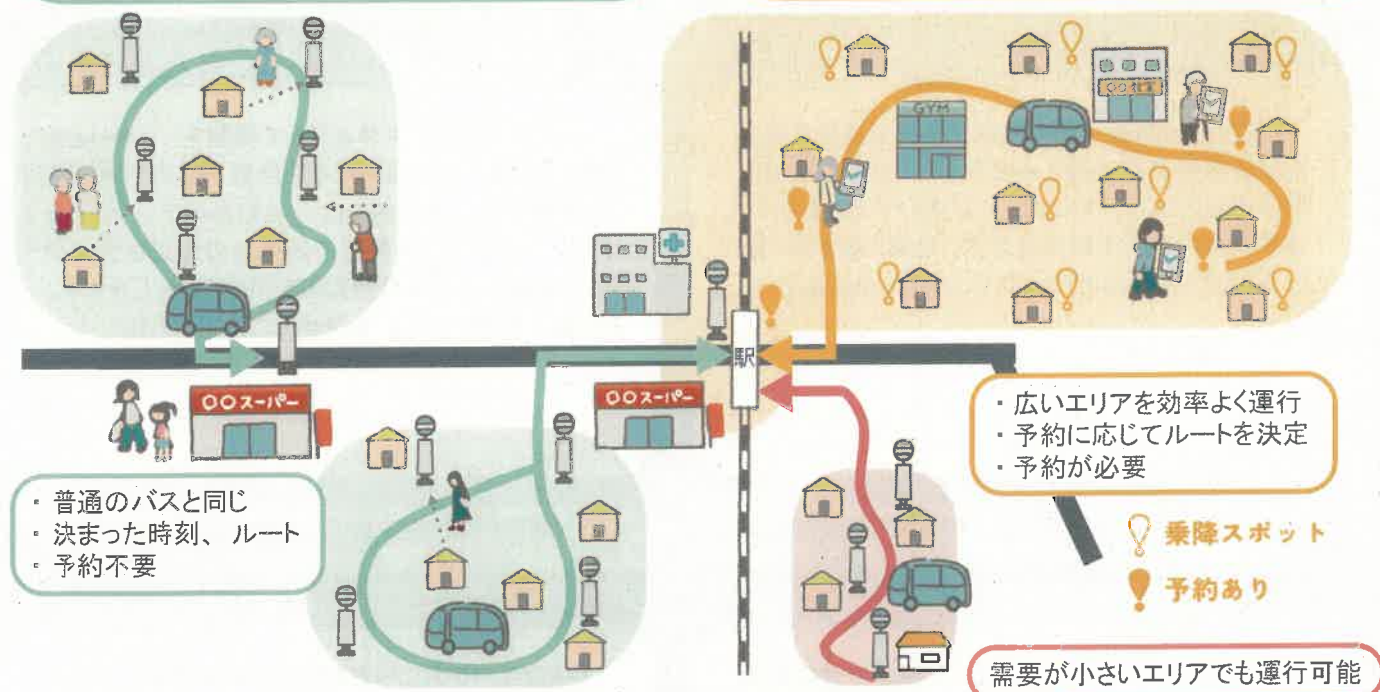
② デマンド型運行

実証運行

・運行経費と運賃収入等の差額補助
・システム費補助
(上限 520 万円 / 年)

本格運行

・運行経費と運賃収入等の差額補助
(50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
・システム費補助(上限 520 万円 / 年)
・その他(車両費、バス停設置費、
利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行

及び

本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題を
しっかり把握し、地域の総意として **おでかけ
シェアリング** の導入に向け取り組むことが必要
です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業
者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシェアリング** を定着させるため
には、多くの方々の 利用による運賃収入が必要
不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に
運行のサポーターとなってもらうことも考えられま
す。

今ある公共交通を活かす

おでかけシェアリング は、鉄道やバスを補完する
交通サービスです。検討の際は、周辺のバス
路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課ま
たは各区区政推進課）へご相談ください。移動に
関するお困りごと等についてお伺いするとともに、
本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担
っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどの ようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把
握し、合意形成を図りながら活動を進めていくこと
が重要です。具体的には、移動動向アンケートの
配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への
協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。
「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかつ た場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来
なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運
行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について
協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、
運行経費の 50% にあたる額が本事業における
補助の上限額となりますので、これを達成出来ない
場合は運行の継続が困難となります。（地域、
交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老バスは使えますか

令和7年 10 月より **おでかけシェアリング** でも利用可能
となります。敬老バスを提示することで半額程度の
割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、
提示することで無料で乗車できます。誰にとっても
利用しやすい **おでかけシェアリング** となるよう検討し
ましょう。